

国家公務員の精神障害の公務災害の認定基準が改正されました

弁護士 栄 田 国 良

1 精神障害の公務災害の認定基準が改正されたこと

2023年9月に、会社員についての精神障害の労働災害の認定基準が改正されましたが、公務においては民間との均衡を考慮するとされていることから、2024年2月に、国家公務員の精神障害の公務災害の認定基準も改正されましたⁱⁱ。以下では、改正前後の労働災害の認定基準を「労災の新認定基準」と「労災の旧認定基準」といい、国家公務員の公務災害の認定基準も同様に、「公務災害の新認定基準」と「公務災害の旧認定基準」といいます。

2 公務災害の新認定基準への改正内容

公務災害の新認定基準への改正内容について、以下の5点を紹介いたします。

- ① 超過勤務の過重性の検討の考え方の検討を要する事情や、災害発生前の業務従事状況の調査項目等に、「勤務間のインターバル」が追加されました。
- ② 超過勤務の過重性の検討の考え方の留意事項の一つとして、「2週間以上にわたる連続勤務」が追加されました。
- ③ 治癒（症状固定）の検証時期として、「公務災害の旧認定基準」では療養開始後おおむね2年経過時とされていたのが、「公務災害の新認定基準」では療養開始後1年6月经過時に前倒しされました。
- ④ 「公務に関連する負荷の分析表」ⁱⁱⁱの「出来事例」に、「組織外の者から業務に関連して迷惑行為を受けた」、すなわち、いわゆるカスタマーハラスメントが追加されました。
- ⑤ 「公務に関連する負荷の分析表」の「出来事例」に、パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメントと、職場でのトラブルに関して、「性的指向・性自認に関する」ものが追加されました。

なお、「労災の旧認定基準」から「労災の新認定基準」への大きな改正内容の一

つとして、精神障害が悪化した場合に労災が認定される範囲の拡大が挙げられます。

しかし、「公務災害の新認定基準」では、精神障害が悪化した場合に公務災害が認められる範囲が、「公務災害の旧認定基準」から維持されている（変わっていない）とされています。

公務災害が認められる範囲が維持された理由としては、「労災の旧認定基準」では精神障害の悪化前に「特別な出来事」があることが労災認定の要件とされていましたが、「公務災害の旧認定基準」では「特別な出来事」がない場合でも、悪化の公務災害を認めてきたためであるとされています。

3 コメント

国家公務員の公務災害の被災者、及び被災者の遺族が適切な補償を受けられるよう、改正内容も踏まえて、公務災害を検討、申請する必要があると存じます。

以上

i 「心理的負荷による精神障害の労災認定基準を改正しました」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34888.html

「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(2023年9月1日付け基発0901第2号) 別添「心理的負荷による精神障害の認定基準」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001140929.pdf>

ii 『精神疾患等の公務上災害の認定指針』等の一部改正について

https://www.jinji.go.jp/kouho_houho/kisya/2402/seishin-shishinkaisei.html

「精神疾患等の公務上災害の認定について」(2008年4月1日職補-114) 別紙「精神疾患等の公務上災害の認定指針」

https://www.jinji.go.jp/seisaku/kisoku/tsuuchi/16_saigaihoshou/1611000_H20shokuho114.html

なお、公務災害の新旧認定基準の対照表として、以下の2つをご覧ください。

『精神疾患等の公務上災害の認定指針』等の改正項目一覧」

<https://www.jinji.go.jp/content/000001421.pdf>

『精神疾患等の公務上災害の認定について』の一部改正について（通知）」(2024年2月13日職補-30)

<https://www.jinji.go.jp/content/000001422.pdf>

iii 「別表『公務に関連する負荷の分析表』」

<https://www.jinji.go.jp/content/000001425.pdf>